

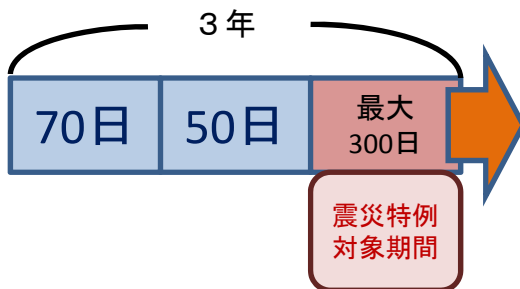
雇用調整助成金 震災対応版

雇用調整助成金 支給日数の特例を設けました

◆1年間に、最大300日、別枠での受給が可能に◆

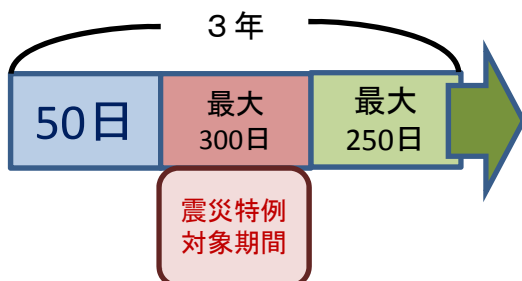
雇用調整助成金の支給日数は、原則「3年間で休業300日に達するまで」ですが、東日本大震災に伴う特例対象事業主（裏面参照）については、**特例の支給対象期間（1年間）は、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給が可能になります。**また、**特例の支給対象期間中の支給日数は、特例終了後の受給可能日数に影響しません。**

例1 震災前2年間で、120日（70日+50日）の休業をしていた場合



通常であれば、3年目に休業できる日数は180日（300日-120日）ですが、特例により、最大300日の休業が可能になります。

例2 震災前1年間に、50日の休業をしていた場合



特例の対象期間中に休業した日数はカウントされないため、3年目に、最大250日（300日-50日）の休業が可能になります。

- ※ このほかにも、東日本大震災に伴う特例措置があります。
- ※ 詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

◆特例対象事業主とは

① 被災地事業主

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主

② 被災地関連事業主

上記①の事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

③ 2次下請等事業主

上記②の事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主



- 「総事業量」とは、その事業所の最近1年間における他の事業所に対する売り上げまたは仕入れの総額をいいます。また、製造業などで、製品の完成に必須な部品を仕入れる場合は、その部品の仕入れ総量に占める割合で計算することができます。
- Cが雇用調整助成金を申請するに当たっては、Bが被災地関連事業主としてハローワークに提出し受理された申請関係書類の写しを持参してください。また、Bが被災地関連事業主として雇用調整助成金を利用していない場合でも、被災地関連事業主の要件を満たすことが客観的に証明される場合は、Cは2次下請等事業主として申請できます。
- CにとってBが複数ある場合は、それらの事業所ごとの売り上げまたは仕入れなどの量を合算して経済的な関係を判断します。